平成２４年（フ）第５２３号
熊本市東区下南部２丁目19番15号
破産者　河本喜久子
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４７号
鹿児島県姶良市西姶良１丁目26番５号
破産者　古田　周子
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３６号
沖縄県国頭郡本部町字崎本部427番地
破産者　新崎　春枝
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第３５８号
北海道旭川市春光４条３丁目２番17号　ハイツアーミーサイド205
破産者　中村留美子
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７２号
北海道旭川市曙北２条８丁目１番22号クレスター202号室
破産者　紙谷栄利子
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９５号
群馬県安中市松井田町上増田2824番地２
破産者　亀倉　　稔
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１２６号
群馬県安中市原市2717番地１　桜井アパート５号棟
破産者　高木　純一
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１３６号
群馬県高崎市剣崎町229番地７
破産者　白石　隆昭
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第７３８号
神奈川県厚木市飯山2614番地36　クレストコート飯山６－101、前住所神奈川県厚木市飯山2375番地３　クレストハイム105
破産者　佐野　涼二
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１０４号
新潟県阿賀野市学校町７番14号
破産者　石井　雅久
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第５５６号
静岡市清水区追分２丁目12番20号　サンガーデン追分Ｂ101、旧住所静岡市清水区千歳町14番32号　ヴィラセイユウー浜田905
破産者　内海万由美
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９号
静岡県沼津市岡一色583番地の９　ツツミコーポ102号、前住所静岡県沼津市岡一色100番地の17
破産者　杉本　哲雄
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４６０号
静岡県浜松市浜北区染地台３丁目12番26号
破産者　大高　茂明
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
滋賀県甲賀市信楽町黄瀬1051番地２
破産者　谷村　辰次
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４２号
滋賀県甲賀市信楽町黄瀬1051番地２
破産者　谷村建具店こと　谷村　新一
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７５８号
京都市伏見区深草芳本町671番地　コーポ大畠Ａ号室
破産者　定山美佐江
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８９４号
京都市右京区常盤柏ノ木町４番地　シティーハイツ常盤203
破産者　松尾　厚志
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１０号
広島市中区大手町５丁目７番５－602号、開始決定時の住所広島市南区比治山本町13番17－503号　ロッコーマンション比治山本町
破産者　松井　真美
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６号
広島市中区大手町５丁目７番５－602号、開始決定時の住所広島市南区比治山本町13番17－503号　ロッコーマンション比治山本町
破産者　松井　敦子
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部